令和4年8月22日 株式会社 但馬銀行

「預金等共通規定」の改定について

当行では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっていることを踏まえ、下記のとおり、「預金等共通規定」を改訂いたします。

記

一、改定日令和4年9月12日(月)

二、改定内容

改定前

1. (規定の適用範囲)

本規定は、総合口座取引、普通預金、普通預金(無通帳口)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、財形預金、外貨普通預金、外貨定期預金(以下「預金」といいます。)および定期積金(以下「積金」といいます。)に共通して適用されるものとします。なお、本規定における預金には、特段の記載が無い限り、積金を含むものとします。

2. (届出事項の変更、通帳・証書の再 発行等)

〉 (省 略)

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

6. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指

改定後

1. (規定の適用範囲)

本規定は、総合口座取引、普通預金、普通預金(無通帳口)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、WEB口座規定、定期預金、積立定期預金、財形預金、外貨普通預金、外貨定期預金(以下「預金」といいます。) および定期積金(以下「積金」といいます。) に共通して適用されるものとし、本規定における預金には、特段の記載が無い限り、積金を含むものとします。

なお、本規定と各種預金規定、各種 規定等で異なる定めがあるときは、当 該取引にかかる各種預金規定、各種規 定等が本規定に優先して適用される ものとします。

2. (届出事項の変更、通帳・証書の再 発行等)

(現行どおり)

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

6. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指

定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(新 設)

(2) 前項の各種確認や資料の提出の 求めに対する預金者の回答、具体的 な取引の内容、預金者の説明内容お よびその他の事情を考慮して、当行 がマネー・ローンダリング、テロ資 金供与、もしくは経済制裁関係法令 への抵触のおそれがあると判断し た場合には、入金、払戻し等につい て、各種預金規定ならびに取引規定 にもとづく取引の一部を制限する 場合があります。

(新 設)

(3) 前三項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等について、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住 する預金者は、当行の求めに応じ適 法な在留資格・在留期間その他の必 要な事項を当行所定の方法により 届け出るものとします。当該預金者 が当行に届け出た在留期間が超過 した場合、取引の全部又は一部を制 限することがあります。
- (3) 前三項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、ティッででは一つがリング、テロックを出り、もして、各種預金規定ならびに取引規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 1年以上利用のない預金口座は、 取引の全部又は一部を制限する場合があります。
- (5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

以 上